

## 別紙1

## 令和3年度分一人当たり保険税額の算定結果（令和2年度分算定との比較）

《医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合算》

（単位：円）

市町村名	令和2年度分算定 ①	令和3年度分算定 ②	比較	
			金額の差 ③=②-①	増減率 ④=③÷①
大分市	130,405	123,155	▲ 7,250	▲5.56%
別府市	106,044	100,052	▲ 5,992	▲5.65%
中津市	118,107	110,514	▲ 7,593	▲6.43%
日田市	134,013	127,044	▲ 6,969	▲5.20%
佐伯市	129,368	121,793	▲ 7,575	▲5.86%
臼杵市	117,774	107,522	▲ 10,252	▲8.70%
津久見市	111,844	108,415	▲ 3,429	▲3.07%
竹田市	143,099	133,632	▲ 9,467	▲6.62%
豊後高田市	122,478	114,141	▲ 8,337	▲6.81%
杵築市	129,455	120,138	▲ 9,317	▲7.20%
宇佐市	118,531	108,746	▲ 9,785	▲8.26%
姫島村	95,941	99,042	3,101	3.23%
日出町	126,017	124,333	▲ 1,684	▲1.34%
九重町	137,193	131,045	▲ 6,148	▲4.48%
玖珠町	132,829	127,732	▲ 5,097	▲3.84%
豊後大野市	123,469	115,748	▲ 7,721	▲6.25%
由布市	134,138	124,091	▲ 10,047	▲7.49%
国東市	117,134	110,600	▲ 6,534	▲5.58%
県平均	125,330	118,026	▲ 7,304	▲5.83%

注1 国が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」に基づき算定。

2 一人当たり保険税額は、市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除いた額(本来の保険税額)であり、法定外一般会計繰入等を行った場合、実際の保険税額は一般的にこの金額より低くなる。

3 この算定で使用した令和3年度の診療費推計は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響を勘案して算出している。

## 令和3年度分標準保険税率の算定結果

【留意事項】

この算定結果は、国が示した確定係数に基づき令和3年度分を算定したものの。

市町村名	令和3年度分標準保険税率(3方式)								
	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
大分市	8.74	25,711	17,562	3.25	9,359	6,393	2.86	10,206	4,892
別府市	7.27	21,373	14,598	3.34	9,604	6,560	2.88	10,252	4,914
中津市	8.05	23,676	16,171	3.33	9,589	6,550	2.85	10,161	4,870
日田市	8.34	24,520	16,748	3.21	9,235	6,308	2.75	9,786	4,690
佐伯市	8.12	23,869	16,304	3.31	9,516	6,500	2.84	10,121	4,851
臼杵市	7.18	21,113	14,421	3.36	9,656	6,595	2.93	10,463	5,015
津久見市	8.08	23,757	16,227	3.23	9,301	6,353	2.52	8,968	4,298
竹田市	8.27	24,327	16,616	3.18	9,138	6,242	2.77	9,867	4,729
豊後高田市	7.77	22,849	15,607	3.27	9,414	6,430	2.83	10,080	4,831
杵築市	9.02	26,535	18,124	3.27	9,391	6,415	2.90	10,329	4,951
宇佐市	7.57	22,245	15,194	3.22	9,252	6,319	2.79	9,950	4,769
姫島村	6.02	17,693	12,085	3.17	9,126	6,233	2.63	9,361	4,487
日出町	9.03	26,553	18,137	3.19	9,184	6,273	2.77	9,863	4,727
九重町	8.24	24,238	16,556	3.10	8,906	6,083	2.62	9,345	4,479
玖珠町	8.44	24,813	16,948	3.15	9,065	6,191	2.68	9,555	4,580
豊後大野市	8.45	24,840	16,966	3.23	9,288	6,344	2.87	10,214	4,895
由布市	8.93	26,260	17,937	3.30	9,490	6,482	2.93	10,434	5,001
国東市	7.70	22,646	15,468	3.20	9,197	6,282	2.80	9,975	4,781

注1 国が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」により県が算定したもので、この保険税率により計算した一人当たり保険税額が別紙1の「令和3年度分算定②」の額となる。

2 市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除いている。

3 令和3年度分標準保険税率は、県が算定する標準保険税率を参考に各市町村が決定する。

4 3方式とは、所得割(世帯に属する被保険者の所得に応じて)、均等割(被保険者一人当たり)、平等割(一世帯当たり)によって、世帯の国保保険税額を算定する方法。